

1 「基本的な考え方」策定の目的

児童相談所の設置に向けた課題を整理し、今後の取組の方向性を示すことを目的とする。



2 子ども家庭相談行政の現状と課題

(1) 子どもと子育て家庭をめぐる現状と課題

- 現状**
- 出産・子育て応援事業「ゆりかご・めぐろ」と子育て総合相談窓口が連携し、子育て世代包括支援センター事業（※）として子育て世代への切れ目のない総合的な支援を実施。
※ 母子保健施策と子育て支援施策とを一体的に提供し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援により、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を提供する。
 - 虐待リスクの程度に応じて、子ども家庭支援センターが児童相談所と役割分担し、虐待の対応、予防及び再発防止に向けた取組を行っている。

- 課題**
- 妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援と児童虐待防止ネットワークの充実
 - 地域での取組と連携した、子どもや保護者に身近な施設での居場所・相談機能の充実
 - 個別の支援やケアが必要なケースや配偶者間等の家庭内暴力（DV）など複雑な家庭的背景を持つ子どもの養育、教育・健康・経済面などに配慮が必要な子どもや家庭への相談支援の充実と関係機関との連携強化

(2) 目黒区子ども家庭支援センターと東京都品川児童相談所の現状

- **子ども家庭支援センターの機能** ※ 区では2つの課が役割分担してこの機能を担っている（子育て支援課利用者支援係）子どもや家庭からの相談などを行う子ども家庭支援（総合相談）（子ども家庭支援センター）特に支援が必要な子どもや家庭の支援、関係機関との連絡調整
- **児童相談所の機能**
専門的な相談、調査や専門的診断、施設入所措置等の援助、一時保護、里親の相談など
⇒ 子ども家庭支援センター、児童相談所とも虐待対応件数が増加

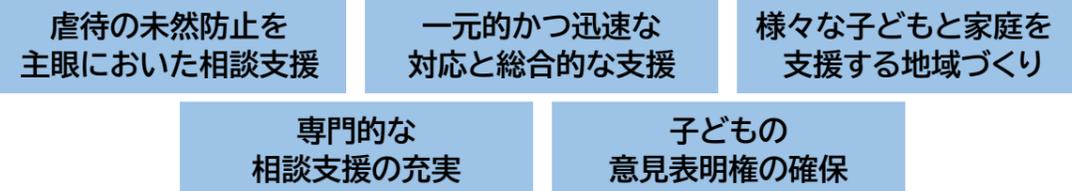
(3) 子ども家庭支援センターと児童相談所の連携上の課題とその解決のために

- **子ども家庭支援センターと児童相談所の連携上の課題**
 - ① 相談・通告先が2か所で分かりにくく、児童相談所が区外にあるため利便性が悪い。
 - ② 連携が必要な場合に時間がかかったり、対応主体が不明瞭になったりすることがある。
 - ③ リスク度に応じて対応機関が変わることで一貫した支援とならないことがある。
- **区立児童相談所を設置するメリット**
 - ① 相談・通告先が一元化され分かりやすくなり、区内で専門相談や手続ができるようになる。
 - ② 区が主体となって全ての相談に迅速かつ機動性をもった対応ができる。
 - ③ 区の福祉、保健、教育機能と児童相談所機能とを活用して、一貫性をもった包括的な相談支援を提供することが可能となる。

3 区立児童相談所設置に向けた基本的な考え方

(1) 基本方針

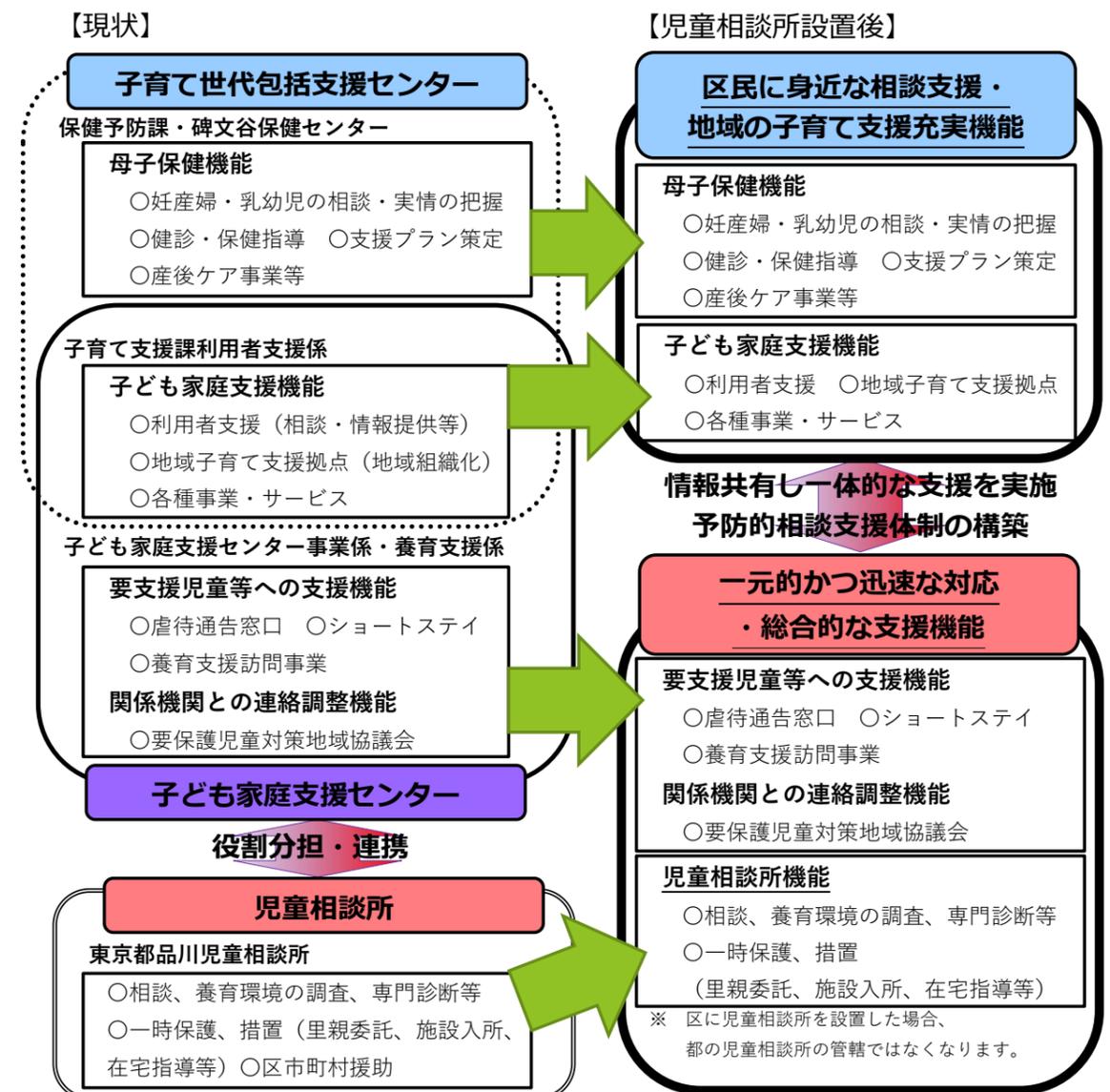
- **子ども家庭支援の充実に向けた基本方針**（子ども条例及び児童福祉法に基づく）
地域の子ども・子育て支援を充実、強化し、一元的かつ総合的な子ども家庭支援体制を構築することにより、めぐろの子どもと家庭を地域で支え、子どもの守られる権利、生きる権利、参加する権利、育つ権利を保障し、子どもの最善の利益を守ります。
- **取組方針**



- **児童相談所設置後の子ども家庭相談行政の機能のあり方**（イメージ図）
区民に身近な相談窓口を確保し、子どもの安全確保と早期に支援につなげるよう機能を整理する。重層的な相談体制の構築を目指し、組織や施設のあり方について検討を進める。

児童相談所設置後の子ども家庭相談行政の機能のあり方（イメージ図）

（組織や施設のあり方は今後検討）

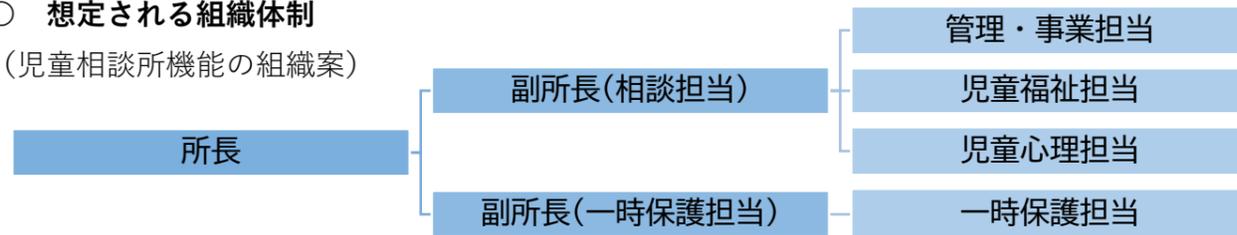


※ 区に児童相談所を設置した場合、都の児童相談所の管轄ではなくなります。

(2) 児童相談所と一時保護所の組織と職員

○ 想定される組織体制

(児童相談所機能の組織案)



今後、相談窓口のあり方、相談援助の流れ、配属される職員の職種などを考慮し検討する。

○ 想定される職種・職員数

児童相談所

- ・常勤職員 児童福祉司20人、指導教育担当児童福祉司3人、児童心理司10人、指導教育担当児童心理司2人、保健師、事務職など
- ・会計年度任用職員等 弁護士、医師(児童精神科医・小児科医)など

一時保護所

- ・常勤職員 児童指導員及び保育士18人、看護師など
- ・会計年度任用職員等 児童指導員及び保育士5人、学習指導員、栄養士など

○ 職員の確保策

経験者採用や任期付採用も含めた新規採用のほか、保育園や児童館等の職員を活用していく。

○ 職員の育成

児童相談所などへの派遣研修、計画的な研修受講と啓発、ジョブローテーションの活用、東京都との連携により、職員の育成を図る。東京都児童相談所のサテライトオフィスの設置や児童相談所職員の派遣受入等についても、東京都と協議のうえ取組を進めていく。

(3) 一時保護所について

○ 一時保護の機能

- ① 緊急保護(保護者の不在、虐待、非行等)
- ② 行動観察(援助指針を定めるために一時保護による総合的なアセスメントが必要)
- ③ 短期指導(行動上の問題や精神的な問題を改善・軽減するための心理療法等が必要)

○ 一時保護所の基本方針

子どもの安全
・安心の確保

子どもの権利擁護

短期指導機能
の充実

一時保護委託・
相互利用の活用

関係機関の関わりや教育を受ける権利の保障など、福祉、保健、教育等の関係機関との連携を図ることができる、区立一時保護所のメリットを最大限に活かしていく。

○ 一時保護所の定員

基準とする数の3倍程度の10人(小学生以上の男子4人・女子4人、幼児2人)とする。なお、それぞれの定員枠を超過した場合でも受け入れが可能な施設、人員体制とする。

(4) 候補地や施設の考え方

- 延床面積2,500㎡程度で、立地、施設のあり方等条件を踏まえ、区有施設の活用方針、都有地・国有地などの状況などを総合的に判断し、設置候補地を選定していく。
- 施設の複合化、一時保護所の共同設置についても選択肢に入れて検討を進める。

(5) 社会的養護の方向性

- 国の家庭養育優先の原則、里親養育の推進の原則に従い、区内の里親登録を増やしていく。
- 区内にある児童養護施設と母子生活支援施設との連携、里親支援の充実を図っていく。

(6) 児童相談所設置市(区)事務の方向性

- 児童相談所が区に設置された場合、児童福祉施設の設置認可、小児慢性疾患の医療の給付などの16種類の事務を遂行することになり、区では26人程度の人員が必要となる。
- 児童相談所開設とともに確実に遂行することが必要となるため、並行して検討を進める。

4 財源及び概算経費

(1) 財源

- 国庫補助(いずれも補助率・負担率1/2)

	整備費	運営費	補助職員経費
児童相談所	一般財源	一般財源	
一時保護所	次世代育成支援対策 施設交付金	児童入所施設措置費等 国庫負担金	児童虐待・DV対策等支援 事業費国庫補助金

※ 他に児童養護施設等への入所措置、児童相談所設置市(区)事務の国庫負担制度がある。

○ 特別区財政調整交付金

令和2年度の世田谷区、江戸川区、荒川区の児童相談所の開設に伴い、区への財源の配分割合が0.1%多くなり、設置に伴う関連経費が基準財政需要額に算定されることになった。

(2) 概算経費

	歳出	歳入	差引	内訳等
用地費	10.8億円	-	10.8億円	(1,300㎡程度の民有地を新規取得の場合)
施設整備費	13.6億円	0.7億円	12.9億円	延床2,500㎡程度想定。建設費、初度調弁。
經常経費	12.6億円	2.4億円	10.2億円	(年額)人件費6.3億円、措置費5.8億円等。

5 今後の取組の方向性

区立児童相談所の設置について引き続き検討しつつ、子ども家庭支援センターの機能強化、子どもや子育てを支援する環境の基盤づくりを進める。

人材の確保と育成	福祉職及び心理職について、福祉・保健・教育分野などで広く活用を検討し、現時点で想定される必要数なども勘案したうえで、計画的に採用と育成を図っていく。				
相談支援体制の検討	子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センター、児童相談所の機能を生かす重層的な相談支援体制について、組織や施設のあり方も含めて検討を進める。				
施設整備に向けた取組	候補地に基づく 具体的検討	基本構想/ 基本計画	基本設計/ 運営計画	実施設計/ 運営マニュアル	建設工事/ 運営準備
東京都との連携強化	東京都児童相談所サテライトオフィスの設置や児童相談所職員の派遣受入等について、都と協議のうえ取組を進めていく。				
財源の確保	国や東京都の補助事業を活用し財源の確保を図るとともに、更なる充実を要望する。児童相談所設置市(区)事務の範囲や実施体制等の検討について国に要望していく。				